

# 久喜市手話に関する施策を推進するための方針

令和2年3月27日改定

本市は、平成29（2017）年3月に、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、久喜市手話言語条例（以下「条例」という。）を制定しました。

条例第2条の基本理念にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、手話を必要とする人が手話を使いやすい環境を整備するため、条例第6条の規定に基づき、久喜市手話に関する施策を推進するための方針を次のとおり定めます。

## 1 手話の理解及び普及に関すること(条例第6条第1項(1))

- (1) 広報紙やホームページ等を活用し、手話に関する知識や情報の提供に努めます。
- (2) リーフレット等を作成し、手話への関心を高めるための啓発活動に取り組みます。
- (3) 市民や事業者、子どもなど多くの人が、ろう者と交流し、手話とふれ合う機会の拡充に努めます。
- (4) 子どもたちが、手話への関心を高め、親しみをもって学べる機会の拡充に努めます。
- (5) 手話の普及促進及び理解の広がり仕組みづくりについて、久喜市聴覚障害者協会や手話サークルと協働して検討します。

## 2 手話による情報の取得の機会の拡大に関すること(条例第6条第1項(2))

- (1) 市が主催するイベントや会議等について、手話通訳者の配置の拡充に努めます。
- (2) 市民等に聴覚障がいや手話に関する啓発を行うとともに、手話通訳者派遣事業の周知を図ります。
- (3) ICT（情報通信技術）の進展に合わせ、新たな技術を活用した手話に関するサービスの導入について検討します。

## 3 手話を使いやすくする環境の整備に関すること(条例第6条第1項(3))

- (1) 市職員が手話を学ぶための研修について、継続して取り組みます。
- (2) 市役所への手話通訳者の配置について、継続して取り組みます。
- (3) 電話リレーサービスや遠隔手話通訳サービスについて、情報の提供や利便性の向上に努めます。

#### **4 手話による意思疎通の支援に関すること(条例第6条第1項(4))**

- (1) ろう者の意思疎通支援を行う手話通訳者派遣事業について、継続して取り組みます。
- (2) 日常的な会話を身につける手話奉仕員養成講座及び手話通訳の技術を学ぶ手話通訳者養成講座について、継続して取り組みます。
- (3) 手話通訳者の健康等に配慮し、活動しやすい労働環境の整備に努めます。
- (4) 手話通訳者の技術向上に向けた研修機会の充実及び支援に努めます。
- (5) 手話奉仕員養成講座や手話通訳者養成講座について、あらゆる世代が幅広く参加しやすい講座のあり方等について検討します。
- (6) 手話通訳に関する資格取得の支援策について検討します。

#### **5 その他市長が必要と認める事項(条例第6条第1項(5))**

- (1) 災害時における、ろう者に対する情報発信及び緊急時の意思疎通支援に必要な体制の整備に努めます。
- (2) 要援護者見守り支援事業の推進を図り、行政区長、民生委員・児童委員、自主防災組織等の地域の支援者による見守り活動を通じて、地域におけるろう者の孤立防止に努めます。
- (3) 事故の発生や急病などの緊急時における手話による意思疎通支援のあり方について検討します。
- (4) 要約筆記などの手話以外の施策についても取り組み、ホームページ等を通じて情報の提供に努めます。
- (5) 合理的配慮を求める意思表示を表すバッジやカード、電光掲示板による文字情報の提供など、視覚によって必要な情報等を得やすい仕組みについて検討します。
- (6) 施策の推進にあたり、社会情勢の変化等により必要が生じた場合は、その都度方針の見直しを行うものとします。